

山鹿市景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 2 3 号

山鹿市景観規則の一部を改正する規則

山鹿市景観規則（平成 2 0 年山鹿市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 3 号、第 1 8 条第 3 号及び第 2 0 条第 2 項第 4 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第 5 号から様式第 8 号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削る。

様式第 1 2 号中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削り、「届出の区分」を「行為の対象物」に改める。

様式第 1 3 号中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削る。

様式第 1 5 号中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削る。

様式第 1 7 号及び様式第 1 8 号中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削る。

様式第 1 9 号中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削り、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第 2 0 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 2 2 号中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削り、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第 2 3 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 2 5 号中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削り、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第 2 6 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 2 8 号中「あて先」を「宛先」に改め、「（署名又は記名押印）」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。